

論文式試験問題集
[民法・商法・民事訴訟法]

[民 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問 1(1)・(2)〕及び〔設問 2(1)・(2)〕に答えなさい。

解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和 7 年 1 月 1 日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。なお、民法以外の法令の適用について検討する必要はない。

【事実Ⅰ】

1. 金融業を営む A は、B に対する貸金債権 6 0 0 0 万円（以下「本件貸金債権」という。）の担保として B の所有する甲土地及び C の所有する乙土地にそれぞれ第 1 順位の共同抵当権を設定し、その旨の登記がされた。
2. その後、C は、注文者として、建設業者 D との間で、D を請負人とする自宅建物の建築請負契約を締結した。D は、C に対する同契約に基づく報酬債権 4 8 0 0 万円（以下「本件報酬債権」という。）を被担保債権として、乙土地に第 2 順位の抵当権を設定し、その旨の登記がされた。その後、D は、同契約に基づく債務を履行し、C に同契約の目的物を引き渡した。
3. その後、B は、E の B に対する売掛代金債権 2 4 0 0 万円（以下「本件代金債権」という。）を被担保債権として、甲土地に第 2 順位の抵当権を設定し、その旨の登記がされた。
4. その後、A は、本件貸金債権が履行期を経過しても弁済されないことから、乙土地に対する抵当権を実行した。担保不動産競売手続により、乙土地は 7 2 0 0 万円で売却され、A に 6 0 0 0 万円、D に 1 2 0 0 万円がそれぞれ配当された。なお、A が抵当権を実行した時点までに、本件報酬債権及び本件代金債権の履行期もそれぞれ到来していた。
5. その後、C は、「B の債務を担保するため抵当権を設定したばかりに、その抵当権の実行によって乙土地の所有権を失ってしまった。これによって免れた債務額を B は弁償すべきだ。」と主張し、甲土地の第 1 順位の抵当権を実行しようとしている。

〔設問 1〕

【事実Ⅰ】 1 から 5 までを前提として、次の問いに答えなさい。

- (1) C による甲土地の第 1 順位の抵当権の実行が認められるかについて、法的根拠を明示しつつ論じなさい。
- (2) C による甲土地の第 1 順位の抵当権の実行が認められ、代金 4 8 0 0 万円で買い受けられた場合において、C、D 及び E に配当されるべき金額について、それぞれ法的根拠を明示しつつ論じなさい。

【事実Ⅱ】

6. F は不動産業を営む個人である。G は金融業を営む個人であり、かねて F との間で取引関係を有していた。

【事実Ⅲ】

7. F は、かねて世話になっていた H に、H が起業するに当たっての事業用の土地として使わせる目的で、令和 6 年 9 月 1 5 日、G から、G の所有する丙土地を賃貸期間 3 年、賃料月額 3 0 万円を前月末日までに支払うとの約定で借り受ける賃貸借契約を締結した。
8. そして、F は、同日のうちに、G の承諾を得て、F G 間の契約と同じ賃貸期間及び賃料で、丙土地を H に賃貸する契約を結んだ。H は、同月中に丙土地の引渡しを受け、その利用を開始した。

9. その後、Fは体調を崩したこともあって事業収入の減少が続き、Fが令和7年1月分以降の賃料をGに支払わないため、Gは、同年4月10日、Fに対し、同月20日までに未払賃料の全額を支払うよう催告した。しかし、Fは、同日までに未払賃料を支払うことができなかった。
10. FとGは、交渉の結果、GがFに対し賃貸借契約の債務不履行に基づく解除権を有することを確認した上で、Fが令和7年4月30日までに同年1月分から同年4月分までの賃料をGに支払い、同日限り丙土地をGに明け渡すこととして、同年4月25日にFG間の賃貸借契約を合意解除した。
11. しかし、Fは、事業の立て直しが思うように進まず、また、自分が丙土地を利用していないこともあって、【事実Ⅲ】10の合意の履行に関心がなくなり、令和7年5月1日現在、【事実Ⅲ】10の賃料をGに支払っていない。一方、Hは、FH間の賃貸借契約に基づき、令和7年4月分までの賃料をFに支払い、丙土地の使用を続けている。

〔設問2(1)〕

【事実Ⅱ】及び【事実Ⅲ】（6から11まで）を前提として、令和7年5月10日、GがHに対して丙土地の明渡しを請求したとき、Gの請求が認められるかについて、考えられる複数の法的根拠を明示しつつ論じなさい。

【事実Ⅳ】

【事実Ⅱ】6に加えて、以下の事実があった。（前記【事実Ⅲ】の7から11までは存在しなかったものとする。）

12. Fは、事業資金を調達するために、Gから金銭を借り入れる交渉を進めており、令和6年10月10日、返済期限を令和7年5月31日として、Gから500万円を借り受けた（この借受けに係る貸金債権を「債権α」という。）。
13. Fは、新規の取引先としてI及びKとの連携を強めることにした。まず、Fは、令和6年10月20日、Iから以後、顧客紹介等の便益を受けることを期待して、返済期限を令和7年7月15日として、Iに対し、200万円を貸し付けた（この貸付けに係る貸金債権を「債権β」という。）。一方、Iは、令和6年10月20日、賃料月額20万円を当月末日払として、Iの所有する丁土地をFに賃貸する契約を締結し、同日、丁土地をFに引き渡した。
14. Fは、Fの新規事業に関心を持つKの依頼を受けて、令和6年11月1日、Kに対し、賃料月額15万円を当月末日払として、Fの所有する戊土地を賃貸する契約を締結し、同日、戊土地をKに引き渡した。
15. しかし、その後、Fが体調を崩したことにより、Fの事業収入の減少傾向が続いた。Gは、期限を過ぎても債権αの弁済を受けられなかった。
16. Fは、令和7年8月1日、戊土地をLに売り渡し、その旨の登記がされた。

〔設問2(2)〕

【事実Ⅱ】及び【事実Ⅳ】（6及び12から16まで）を前提として、次の問いに答えなさい。なお、各小問は独立した問題である。

- ① Gは、令和7年7月1日、債権αを回収するため、債権βを差し押さえた。Iは、Gに対し、同月分以降のFに対する賃料債権を自働債権とし、債権βを受働債権とする相殺を対抗することができるかについて論じなさい。
- ② Gは、令和7年7月1日、債権αを回収するため、FのKに対する賃料債権を差し押さえた。Gが、Lに対して、この差押えの効力を主張し、【事実Ⅳ】14の賃貸借契約に基づく同年8月分以降の賃料債権をKから取り立てることができるかについて論じなさい。

[商 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、電子部品の製造販売を業とする取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。甲社は、会社法上の公開会社であるが、金融商品取引所にその株式を上場していない。甲社は、種類株式発行会社ではなく、その発行可能株式総数は2000株、発行済株式総数は600株である。甲社の定款には、取締役の員数及び任期についての定めはない。
2. 甲社は、平成30年1月にA及びBが設立した会社であり、Aが250株を、Bが200株を、A及びBの友人であるCが100株を、Bの友人であるDが50株を、それぞれ保有している。甲社の設立以来、A及びBが代表取締役を、Cが取締役を務めていた。
3. 令和6年3月に開催された甲社の株主総会において、A、B及びCが取締役に再任されたほか、甲社の従業員であったEが新たに取締役に選任され、あわせて、「取締役全員に対する報酬総額の上限は月額400万円以内とし、その枠内で各取締役に対する報酬の配分の決定を取締役会に一任する」旨の決議が成立した。直後に開催された取締役会において、A及びBを代表取締役に選定する旨の決議並びに「当社において取締役の報酬は役職に応じて支払うものとし、代表取締役の報酬は月額120万円、代表取締役でない取締役の報酬は月額70万円とする」旨の決議（以下「本件報酬決議」という。）が成立し、以後、本件報酬決議に従って報酬が支払われた。
4. 令和6年4月頃から、事業の転換に慎重で現状維持を志向するAと、同業他社の傘下に入ることも視野に入れて事業の拡大を目指すB及びCとの意見対立が目立つようになり、同年8月頃からAの態度が強硬化していったため、事業活動が滞ることを懸念したB及びCは、同年10月31日に開催予定の取締役会において、Aを代表取締役から解職することを決意した。
5. 令和6年10月31日に開催された甲社の取締役会の冒頭で、Bは、Aを代表取締役から解職する旨の緊急の動議を提出し、Aを取締役会から退席させた。その後、Eは棄権したものの、B及びCの賛成により、Aを同日付けで代表取締役から解職する旨の取締役会決議が成立した（以下、この決議によるAの解職を「本件解職」という。）。Bは、直ちにAを取締役会に呼び戻して本件解職を通知し、続けて、Aの報酬を月額50万円とすることを取締役会に提案した。Aは反対したものの、B、C及びEの賛成により、Aの取締役としての報酬を月額50万円とする旨の取締役会決議（以下「本件決議」という。）が成立した。
6. Aは、B及びCによる上記5の処遇に憤慨し、もはや同人らと一緒に甲社の経営を続けていくことは困難であると考え、令和6年12月末日付けで、甲社の取締役を辞任した。

〔設問1〕

上記1から6までを前提として、次の(1)及び(2)に答えなさい。

- (1) 本件解職の効力について論じなさい。
 - (2) Aは甲社の取締役辞任後、本件決議に基づき令和6年11月分及び同年12月分の報酬として各50万円しか支払われていないことに不満を持っている。本件解職が有効であることを前提として、Aは、甲社に対し、どのような請求をすることが考えられるかについて、論じなさい。
7. Aは、上記6の辞任を機に、令和7年1月に新たな住所（以下「新住所」という。）へ転居していたが、そのことを甲社に通知しておらず、甲社の株主名簿上のAの住所の記載は、従前の住所（以下「旧住所」という。）のままとなっていた。
 8. 甲社は、令和7年7月、同業他社である乙株式会社（以下「乙社」という。）との事業提携を実現するべく、乙社との間で、甲社が乙社の企業グループの傘下に入ることを、そのために下記9の要

領で甲社が乙社に対して募集株式の第三者割当てを実施することを合意した。

9. 甲社は、令和7年8月1日、取締役会を開催し、①発行する株式数を800株、②払込金額を1株当たり10万円、③払込期日を同月29日、④引受人及び引受株式数をそれぞれ乙社及び800株とする新株発行（以下「本件発行」という。）を行う旨の決議をし、その日のうちに、株主に対し、乙社の名称及び住所、本件発行により乙社が総議決権数1400個のうち800個の議決権を有することとなる旨など、法令上必要とされる事項が記載された通知書を送付した（以下「本件通知①」という。）。なお、Aに対する本件通知①は、Aの新住所に宛てて送付されていた。
10. 令和7年8月4日に本件通知①を受領したAは、同日、甲社に対し、本件発行に反対する旨の通知をした（以下「本件通知②」という。）。本件通知②を受けて、Bは、Aに対し、同月中に臨時株主総会を開催する予定である旨を口頭で告げた。
11. 甲社は、令和7年8月5日、臨時取締役会を開催し、Bら取締役全員出席の下で、本件発行の承認を目的とする臨時株主総会（以下「本件総会」という。）を同月25日に招集することを決定した。Bは、甲社の代表取締役として、甲社の株主名簿に記載されている甲社の株主の住所に宛てて、本件総会の招集通知を発送した。その際、Bは、Aの現在の住所は新住所であることを認識していたものの、Aが本件総会に出席するのを防ぐために、甲社の株主名簿に記載されているAの旧住所に宛てて招集通知を発送した。同通知は、宛先に受取人が居住していないとして甲社に返送された。
12. 令和7年8月25日、本件総会が開催された。本件総会には、B、C及びDが出席したが、Aは、本件総会の開催を知らなかったため、欠席した。本件総会では、本件発行を承認する旨の議案が提案され、Dは反対したものの、B及びCの賛成により可決された。
13. 令和7年8月29日、乙社は、払込金額の全額を払い込み、甲社株式800株を取得した。

〔設問2〕

令和7年9月の時点で、Aは、本件発行の効力を争うために、どのような訴えを提起し、どのような主張をすることが考えられるか、またその主張の当否について、論じなさい。なお、本件発行の払込金額は、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額ではないものとする。

〔民事訴訟法〕（〔設問1〕と〔設問2〕の配点の割合は、2：3）

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

Xは、従前から取引のあった株式会社Yの担当者からX所有の土地に賃貸用アパートを建築するように勧誘を受けて、賃貸用アパートを建築する資金として、Yから5億円の貸付け（以下「本件貸付け」という。）を受け、賃貸用アパート（以下「本件アパート」という。）を建築した。しかし、賃貸需要についての建築時の見通しが甘かったため、本件アパートの賃貸事業は赤字に陥り、本件貸付けに係るYの債権（以下「Y債権」という。）の返済も滞りがちになった。Xは、Yに対して、Y債権のうち2億円分を免除するように求めたものの、Yはこれに応じなかった。

そこで、Xは、賃貸需要の見通しが甘いために本件アパートの賃貸事業が赤字に陥ることをYは本件貸付けに際して知っていたとの事実（以下「X主張事実」という。）を主張し、賃貸需要の見通しの甘さをYがXに説明しなかったことは説明義務違反に当たり、XはYに対する不法行為に基づく損害賠償債権3億円（以下「X債権」という。）を有するとして、Yに対して、X債権3億円のうち1億円の支払を求める旨を訴状に記載して訴えを提起した（以下「本訴」という。）。本訴の第1回口頭弁論の期日において、Yは、X主張事実を否認し、Xの本訴に係る請求の棄却を求めて争った。

〔設問1〕

Yの内部規則は、①投融資案件において所定の決裁権者に案件の決裁を求めるために作成される稟議書に添付する書類の一つとして、投融資に係る事業の損益予測表を定め、②投融資案件の稟議書及びその添付書類について、Yの役職員限りのものとして扱うこととしつつ、Yの取締役会の同意がある場合には、裁判手続、これに準ずる手続及び行政不服審査法に基づく手続において、これらの写しをYが提出できる旨を定めている。そして、本件貸付けにおいては、本件アパートの賃貸事業の損益予測表（以下「本件予測表」という。）がYの担当者によって作成され、本件貸付けの稟議書に添付されていた。本件予測表は、本件アパートの賃貸事業の損益の予測が、主要な勘定科目ごとの明細とともに、数値で示された表形式のもので、記載された数値はXから収集した情報及び周辺の不動産の情報等を基にしたYの担当者の予測によるものである。

Xは、本訴の弁論準備手続の期日において、X主張事実を証明すべき事実とし、本件予測表について、民事訴訟法第220条第4号に基づいて文書提出命令を申し立てた。これに対して、Yは、本件予測表は同号ニの文書に該当するとして、その申立ての却下を求めた。

Xの立場から、本件予測表が民事訴訟法第220条第4号ニの文書に該当しないとする立論として、どのようなものが考えられるか。判例を踏まえて、Yからの反論を想定しつつ、論じなさい。

〔設問2〕（〔設問1〕の問題文中に記載した事実は考慮しない。）

本訴の係属中に、Yは、XがY債権に係る債務について期限の利益を喪失したと主張して、Xに対して、Y債権の残債権額である4億円の支払を求める反訴を提起した。これを受けて、Xは、X債権全額をもって反訴の目的となっているY債権と対当額で相殺する旨の抗弁（以下「本件相殺の抗弁」という。）を弁論準備手続の期日において主張した。

本件相殺の抗弁は適法かについて、判例を踏まえながら、X債権のうち本訴で請求されていない部分と請求されている部分とに分けて、論じなさい。